

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月24日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市条例第14号

鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
鴨川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成17年鴨川市条例第36号)
の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の232.5」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。